

様式第4号

平成18年度 第1回
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成18年5月31日(水)
開催場所	桐生市役所 特別会議室
出席委員	<p>委員長 白田佳充(弁護士)</p> <p>委員長代理 辻幸和(大学教授)</p> <p>委員 市川孝江(税理士)</p>
市側出席者	<p>総務部長、建設部長、都市計画部長、水道局長、新里支所長、黒保根支所長、契約管財課長ほか15名</p>
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告</p> <p>今回の抽出当番委員である市川委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。</p> <p>(抽出結果報告)</p> <p>(1)平成17年度下半期に発注した工事228件、測量・コンサルタント等の委託41件の中から6件を抽出し、審議の優先順位を付した。</p> <p>(2)今回の抽出は、合併に伴い桐生市となった新里地区、黒保根地区の工事を1件ずつ抽出したほかは、全体としてはアトランダム(無作為)に6件の抽出を行ってみた。</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>前回、資料要求されていた最近5年間の落札率の状況一覧表を配布した後、今回抽出された平成17年度下半期発注の工事、測量・コンサルタント等の委託について、6件の審議を行った。審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. 次回の定例会議の抽出当番委員について</p> <p>辻委員長代理が抽出することとなった。</p>

	<p>4. その他</p> <p>(1)平成18年10月から実施予定の電子入札について、事務局から説明を行った。</p> <p>(2)次回会議は、平成18年12月6日(水)に開催することとした。会議は、委員の任期が切れるので、事務局で再任を依頼したところ、白田委員長、辻委員長代理は了解したが、市川委員は税理士会に諮ってから回答することとなった。</p>	
<p>審議概要</p>	<p>委員からの意見・質問</p> <p><これまでの審議を通じて感じていることについて></p> <p>落札結果一覧表を見て感じていることは、参加業者の入札価格が接近しすぎていること。予定価格を事前公表しているからかどうかはわからないが、事前公表については、検討が必要であると思う。制度は改正前と改正後とで比較検討しながら決定していくもの。数年前、入札談合が行われた本市としては、苦勞している職員の気持ちもわかるが、事前公表については、検討が必要であると思う。</p> <p><抽出案件></p> <p>1. 市道93017号線道路災害復旧工事</p> <p>(入札方式:随意契約<見積り合わせ>、発注担当課:地域振興整備課、契約金額 1,197,000円)</p> <p><委員></p> <p>工事規模も小さいが、地域要件として業者を限定する中で、</p>	<p>市側の回答</p> <p><事務局></p> <p>参加業者は、事前に設計書や図面を手に入れており、設計書にしたがっ</p>

	<p>すべての業者が積算できるのか。一覧調書で見るとかぎりでは、1万円単位での入札価格の違いとなっているが、100万円クラスの工事であれば、5%くらい(5万円)の差がでてもいい。金額にバラツキがないのは不自然な感じがするが。</p> <p><委員></p> <p>入札価格にバラツキが感じられないのは、この件だけでなく、全体としての問題である。業者が各々で真摯に見積もっているような感じがしないが、今後の状況を見守りたい。</p> <p><委員></p> <p>最低制限価格はどうやって設定しているか。国土交通省などは予定価格の85%程度だと思う。工種別により状況は異なるが、予定価格とあまり差があるのは、予定価格に意味がなくなるのではないか。昨年4月に、品格法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)が施行され、公共工事は値段が安ければいいというのではなく、品質も求められているが、最低制限価格で行われた工事は、品格法との関係ではどうなるのか。</p> <p><委員></p> <p>税金の投入はできるかぎり少なく、品質は良いものをという相反しているようなことが工事では</p>	<p>て、県で公表している積算単価等をあてはめながら見積もるので、同じような見積り金額となると思われる。</p> <p><事務局></p> <p>最低制限価格は、平成16年4月からの入札制度の改革に伴い導入したもので、予定価格の67%で設定している。</p> <p><事務局></p> <p>工事の状況は、工事担当各課でチェックしているほか、完成後は、完了検査等によりチェックしている。</p> <p><事務局></p> <p>平成16年4月からの入札制度改革により、予定価格を事前公表しているので、予定価格以下での入札ができ</p>
--	--	---

	<p>求められているが、入札自体はいつも1回で終わるのか。</p> <p>2. 道路災害復旧 (入札方式:条件付き一般競争入札、発注担当課:土木課、契約金額:74,025,000円) *とくに意見等は無し。</p> <p>3. 特定環境保全公共下水道事業中継ポンプ場築造工事(17-6工区) (入札方式:指名競争入札、発注担当課:地域整備課、契約金額:10,500,000円) <委員> 県内の専門業者8社とあるが、会社は具体的にはどこにあるか。 <委員> 市内業者を含めた中でというのは、市内業者を優先しているのか。</p> <p>4. 桐生市立新里中学校耐震診断業務委託 (入札方式:随意契約<1社>、発注担当課:建築課、契約金額:4,830,000円) <委員> 耐震診断の委託は、必ずここに委託しているのか。</p>	<p>ない業者は、事前に辞退してくる。このため、必ず1回の入札で落札者が決定している。</p> <p><事務局> 〇〇は前橋市、〇〇は渋川市、〇〇は高崎市、〇〇は桐生市に会社がある。 <事務局> 業者の選定は、基本的には市内業者を優先している。地域の産業振興の点からという、市の政策的な考え方であり、他市も同様である。</p> <p><事務局> 現在までに、境野小、東小、商業高校については、耐震工事が終わっており、西小は6月議会後に工事が行</p>
--	--	---

	<p><委員> 診断と工事の関係はどうか。</p> <p><委員> 競争原理が働かなくて、なぜこの金額がだされたのか。</p> <p><委員> 協会が委託を請け負っても、実際には何社かの建築事務所に業務を担当している。診断に問題があった場合、責任の所在は、どうなるのか。</p> <p><委員> 東京の大手の会社であれば、1社でも耐震診断ができるのではないかと。そういうところと競争させるわけにはいかないか。</p> <p><委員> 判定委員会の仕事とこうした委託業務とは別個のものであると思う。</p> <p><委員> 予定価格はどうやって算出したのか。こうした委託業務を一手に引き受けている協会の出した見積りは、予定価格の85%となっているが、どうしてこうした差がでるのか。</p>	<p>われる予定だが、耐震診断は、すべてここに委託している。</p> <p><事務局> 診断の後、必要であれば補強設計を行い工事を実施する。</p> <p><事務局> 1社での随意契約は、予定価格を公表していないためである。</p> <p><事務局> 請負業者となる建築士事務所協会が責任をとることとなる。</p> <p><事務局> 診断の結果は、最終的には建築技術センターでの判定委員会での判定が必要で、そうした費用も含まれているが、この委員会にかけるためにも協会を通す必要がある。耐震業務への信頼性を考えた場合、単に競争させればよいとは考えられない。</p> <p><事務局> 予定価格は、県の算定基準に基づき算出している。協会では、人件費での単価を下げたのではないかと考えられる。</p>
--	---	---

	<p><委員> 耐震診断となれば、品質面なども考えて積算が必要だと思うが、協会が85%で落札した理由については研究して欲しい。1社にまかせるというのも問題があると考えているので研究して欲しい。この件については、後日、報告願いたい。</p> <p>5. 桐生市汚水処理計画策定業務委託 (入札方式:指名競争入札、発注担当課:下水道課、契約金額:7,665,000円)</p> <p><委員> 市全体の汚水処理の計画を作成するのは、大きな作業となると思うが、こうした計画は、何年に1回という形で行っているのか。</p> <p><委員> 合併にあわせて計画を見直すというのは、こうした計画以外でもあるのか。</p> <p><委員> 計画をつくれる専門業者がいるのか。</p> <p><委員> 下水道管をここに整備してとか、具体的な計画も建てるのか。</p>	<p><事務局> 後日、報告いたしたい。</p> <p><事務局> 合併を機会に、現在の計画を見直そうというものであり、通常は1回限りのものである。</p> <p><事務局> 図面でご覧いただいている白い部分が汚水処理について、面整備の考え方が無い場所であるが、一昨年、国の考え方が変わり、汚水処理交付金制度などもできた。こうした状況も踏まえて見直しを行うものである。</p> <p><事務局> 下水道や水処理に精通しているコンサルタント会社を選定している。</p> <p><事務局> 具体的な計画は建てない。</p>
--	---	---

	<p>6. 配水管改良工事 (入札方式:条件付き一般競争入札、発注担当課:水道局工務課、契約金額:20,160,000円)</p> <p><委員> 落札率は、どれくらいか。</p> <p><委員> 指名業者が6社では少ない。この工事規模から考えれば、10社は必要だと思うが。</p> <p><委員> 数が少ないのであれば、対象を県内まで広げたらどうか。</p> <p><委員> 入札金額だけで業者を選ぶのではなく、品格法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)とも関係するが、技術評価と金額面での評価とを併せた総合評価方式を行う考えはあるか。</p>	<p><事務局> 96.67%である。</p> <p><事務局> 管工事でのAランク業者は6社しかない。</p> <p><事務局> 水道管の工事は、破裂した場合など、緊急対応が必要なので、市内業者を指名している。</p> <p><事務局> 工事については、品質も考えたうえでの入札が、品格法でも規定されているので、今後、検討していきたいと考えている。</p>
--	--	---

以上